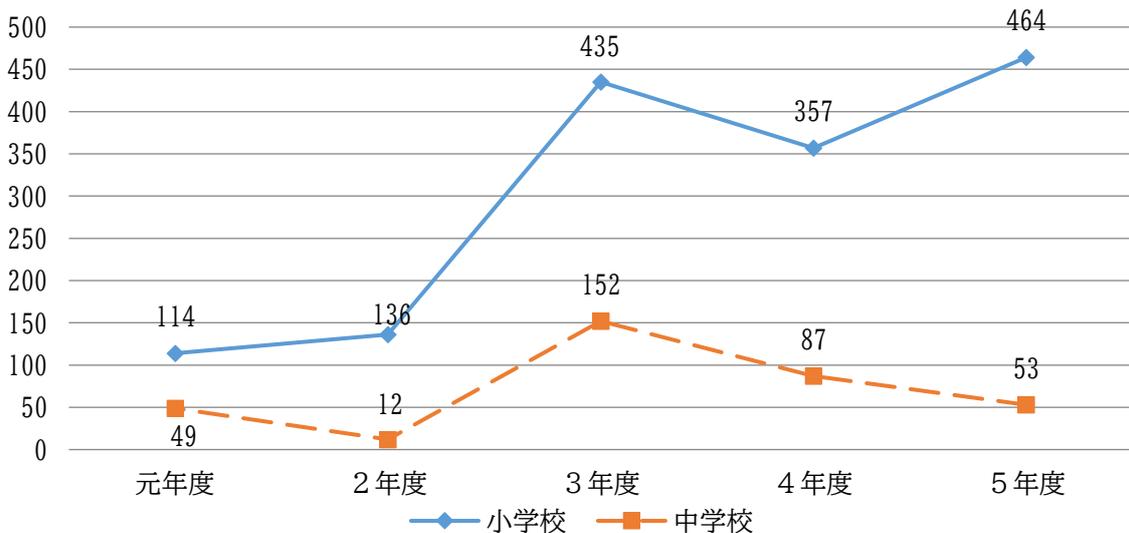


令和5年度 いじめの認知件数について

1 いじめの認知件数及びその内訳

	小学校			中学校		
	認知 件数	解消 件数	未解消 件数	認知 件数	解消 件数	未解消 件数
5年度	464	323	141	53	35	18
4年度	357	286	71	87	75	12
3年度	435	428	7	152	152	0
2年度	136	122	14	12	9	3
元年度	114	38	76	49	36	13

2 いじめの認知件数の推移



3 考 察

令和5年度に認知件数が小学校で増加している要因は、いじめ防止対策推進法における、いじめの定義やいじめの積極的な認知に対する理解が広がったことや、アンケートや教育相談の充実などにより、児童に対する見取りの精緻化が進んだことなどが考えられる。中学校では、認知件数が減少しており、いじめが起きにくい学校風土、学級風土の醸成をめざし、各校が未然防止に向けた取組を行っている成果と考えられる。

今後も引き続き、いじめの未然防止に向けた取組を充実させるとともに、見逃しがちな軽微ないじめの積極的な認知や「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応等の推進を図っていく。

【参考】

令和5年度台東区児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査概要

- 1 趣 旨 児童生徒の問題行動等について、状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するとともに、実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・組織的対応につなげていくものとする。
- 2 対象学年 小学校第1学年～中学校第3学年
- 3 実施期間 令和5年4月～令和6年3月
- 4 調査内容 いじめの認知件数等
- 5 いじめの定義 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。
※「いじめ防止対策推進法」第2条